

懲戒処分の指針について

(人事院事務総長／平成12年3月31日)

「特に組織的に行われていると見られる不祥事に対しては、
管理監督者の責任を厳正に問う必要があることを留意されたい」

「個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる処分の種類以外とすることもあり得る。
例えば、標準例に掲げる処分の種類より重いものとすることが考えられる場合として、
①極めて悪質または結果が極めて重大②管理監督等その職責が特に高い
③内外に及ぼす影響が特に大④過去に類似の非違行為⑤複数の異なる非違行為」

(標準例)

部下職員の非行の隠ぺい黙認 (停職・減給)／入札談合関与 (免職・停職)